十五　林野行政水産業及び林業の従業者数費

算式

$$\frac{\sum_{n=10}^{13}(B_n \times C_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=10}^{20}(F_n \times G_n) + \sum_{n=20}^{22}(H_n \times I_n) + \sum_{n=21}^{24}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{24}(L_n \times M_n)}{285{,}000\text{円} \times A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 10 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$C_{10} = 0.020$

$C_{11} = 0.021$

$C_{12} = 0.019$

$C_{13} = 0.015$

α　第 2 号算式の符号αに同じ

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため

AS_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.028

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

AS_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.026

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.033

十五　林野行政水産業及び林業の従業者数費

算式

$$\frac{\sum_{n=9}^{13}(B_n \times C_n) \times \frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{20}(D_n \times E_n) + \sum_{n=9}^{13}(F_n \times G_n) + \sum_{n=9}^{20}(H_n \times I_n) + \sum_{n=20}^{22}(J_n \times K_n) + \sum_{n=21}^{24}(L_n \times M_n)}{291{,}000\text{円} \times A} + \sum_{n=21}^{24}(N_n \times O_n)$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 9 年度から平成 13 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

$C_9 = 0.008$

$C_{10} = 0.022$

$C_{11} = 0.021$

$C_{12} = 0.019$

$C_{13} = 0.015$

α　第 2 号算式の符号αに同じ

D_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため

AU_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.028

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.034

AU_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.021

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028